

山武郡市広域水道企業団ホームページ有料広告掲載基準

制 定 平成27年3月30日

改 正 令和4年11月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、山武郡市広域水道企業団有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条の規定に基づき、山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 企業団ホームページから広告主が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。
- (2) 広告主 企業団ホームページへ広告を掲載する者をいう。

(規制業種等)

第3条 次の各号に定める業種及び事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 酒、たばこの製造に関わる業種
- (2) ギャンブルに関わる業種(宝くじは除く。)
- (3) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者

(掲載基準)

第4条 次の各号に定める広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料が必要）

イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示や表現を含むもの

例：「今が（これが）最後のチャンス！（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威付けようとするもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

- キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- ク 自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
- コ 責任の所在が明確でないもの
- サ 広告の内容が明確でないもの
- シ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

(8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(9) その他日本新聞協会の「新聞広告掲載基準」に抵触するもの

2 バナー広告に関しては、ホームページ内のWEB ページに表示される広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEB ページの内容についても要綱及び前項の規定を適用する。

(広告主の募集)

第5条 企業長は、企業団ホームページ等により広告主を募集するものとする。

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第6条 バナー広告の枠数は10枠程度とし、規格及び掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 掲載料 1枠あたり月額 5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、次に掲げる区分に該当するときは、当該区分に定める額とする。
 - ア 12か月を通して掲載するとき 1枠あたり年額50,000円
 - イ 12か月を通して掲載した者が、引き続き12か月を通して掲載するとき 1枠あたり年額40,000円
- (2) 大きさ 縦60ピクセル 横150ピクセル
- (3) データ量 4キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF形式又はJPEG形式（動画・アニメーションは不可）

2 バナー広告を掲載する位置は、企業団が指定する位置とする。

(掲載期間)

第7条 バナー広告の掲載期間は、1か月を単位とし12か月を超えない範囲とする。

2 ホームページへの掲載は毎月1日（1日が土日、祝日の場合は翌平日とする。）に掲載及び削除を行うものとする。

(掲載料の還付)

第8条 バナー広告の掲載期間中、企業団の都合により企業団ホームページを閉鎖したときは、閉

鎖日数に応じて、基準第6条第1項第1号に規定する掲載料を日割計算により円未満を切り捨てた額を還付するものとする。ただし、バナー広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合を除くものとする。

(広告掲載内容の作成)

第9条 広告主は、要綱第7条の規定により広告掲載の申込みをする場合は、山武郡市広域水道企業団ホームページバナー広告掲載内容(別記第1号様式)を作成し添付しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第10条 バナー広告は、広告主の負担によりデータを作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

2 バナー広告の内容は、要綱第3条各号の規定に該当しないことのほか、企業団ホームページのイメージを損なうことがないようにしなければならない。

(広告掲載内容の変更及び廃止)

第11条 広告主は、広告掲載内容を変更又は廃止しようとするときは、山武郡市広域水道企業団ホームページバナー広告掲載内容(変更・廃止)届(別記第2号様式)を速やかに提出しなければならない。

(広告掲載内容の変更の承認)

第12条 前条の変更届があったときは、当該広告掲載内容の変更について企業団有料広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)の審査を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の委員長がその変更内容が軽微なものであると認めるときは、委員会の審査を経ずに変更の承認をすることができる。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年11月1日から施行する。

別記第1号様式（第9条関係）

山武郡市広域水道企業団ホームページバナー広告掲載内容

年 月 日

山武郡市広域水道企業団企業長 宛て

申 込 者	住所（所在地）	
	氏名（名称） 代表者氏名	印
	連 絡 先	担当者（所属・氏名）
		電話番号（ ）
e-mail		
バナー広告 の内容	<div style="text-align: center;"> </div> <p>※データ量は4キロバイト以内とする。</p>	
リンク先 ホームページ	<p>http://</p> <p>※リンク先のページを印刷したもの及び広告主ホームページのリンク一覧を添付すること。</p>	
掲載希望 期 間	<input type="checkbox"/> 年 月（1か月間） <input type="checkbox"/> 年 月から 年 月まで（ か月間）	
備 考		

別記第2号様式（第11条関係）

山武郡市広域水道企業団ホームページバナー広告掲載内容（変更・廃止）届

年 月 日

山武郡市広域水道企業団企業長 宛て

山武郡市広域水道企業団ホームページバナー広告掲載内容の（変更・廃止）を届け出ます。

申 込 者	住所（所在地）	
	氏名（名称） 代表者氏名	印
	連 絡 先	担当者（所属・氏名）
		電話番号（ ）
e-mail		
バナー広告 の内容	<div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">150ピクセル</p> <p style="text-align: center;">60 ピクセル</p> </div> <p>※データ量は4キロバイト以内とする。</p>	
リンク先 ホームページ	<p>http://</p> <p>※リンク先のページを印刷したもの及び広告主ホームページのリンク一覧を添付すること。</p>	
掲載希望期間 または 廃止希望日	<p><input type="checkbox"/> 年 月から 年 月まで（ か月間）</p> <p><input type="checkbox"/> 廃止（廃止希望日： 年 月 日）</p>	
備 考		

※変更の場合はすべてを、廃止の場合は申込者および廃止希望日を記入してください。